（別 表）　事前協議申出書に関する関係各課等との調整事項

○印：事前調整をしてください

関係各課等	調　整　事　項	事業区分（要綱第２条）							
		(1)		(2)			(3)	(4)	(5)
		ア～ウ	エ	ア	イ	ウ			
都市計画課（本庁舎：８階） TEL 28-8632	用途地域、防火地域、都市計画施設（公園・道路等）、駐車場附置義務条例、市街地再開発事業、立地適正化計画、駐車場法等	○	○	○	○	○	○	○	○
区画整理課（本庁舎：８階） TEL 28-8633	住居表示、土地区画整理事業等	○	○	○	○	○	○	○	○
公園緑地課（本庁舎：８階） TEL 28-8634 28-8636	1,000㎡以上の公園・遊び場等、 一宮市屋外広告物条例、景観条例 緑化条例	○	○	○	○	○	○	○	○
道水路管理課（本庁舎：８階） TEL 28-8637	道路の幅員、市道路拡幅、排水放流、道路・水路占用許可、承認工事（乗入れ、水路・側溝の新設、改修）、交通安全施設、都市計画法第32条の協議等	○	○	○	○	○	○	○	○
道路課（本庁舎：８階） TEL 28-8639	道路（都市計画道路を除く）拡幅計画等	○	○	○	○	○	○	○	○
治水課（本庁舎：８階） TEL 28-8642	雨水対策、河川及び水路改修等	○	○	○	○	○	○	○	○
建築指導課（本庁舎：７階） TEL 28-8644	建築確認、開発等許可、要綱による駐車場等設置、交通安全対策（工事中･営業時）、電波障害対策、近隣等への説明、標示板設置、建物完成後の連絡先看板設置、廃棄物処理施設の法第51条の許可の見込み等、建設リサイクル法関係	○	○	○	○	○	○	○	○
学校教育課（本庁舎：４階） TEL 85-7072 85-7073	通学路の安全対策（詳細は、各小･中学校となりますので、事前に電話で内容の確認をしてください。）	○	○	○	○	○	○	○	○
環境保全課 （奥町：衛生処理場内） TEL 45-7185	公害発生防止対策の確認（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等）、土壌汚染、公害関連法に基づく届出、光害対策ガイドライン（屋外照明環境）	○	○	○	○	○	○	○	○
市民協働課（本庁舎：６階） TEL 28-8954	町内会関係（町会長等の確認、町内会加入）	○	○	○	○	○	○	○	○
収集業務課 （奥町：環境センター内） TEL 45-7004	ごみ収集、ごみ集積場所等：「集合住宅におけるごみ集積場所の設置について」 **（別紙１）**	○	○				○		
廃棄物対策課 （奥町：環境センター内） TEL 45-5374	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処理施設の設置許可等							○	

関係各課等	調　整　事　項	事業区分（要綱第２条）							
		(1)		(2)			(3)	(4)	(5)
		ア～ウ	エ	ア	イ	ウ			
子育て支援課(本庁舎：４階) TEL 28-9022	1,000 ㎡未満の公園等		○						
産業振興課(本庁舎：９階) TEL 28-8982	企業立地の奨励措置 工場立地法の届出(建築面積 3,000 ㎡以上又は敷地面積 9,000 ㎡以上の工場)			○					
農業振興課(本庁舎：９階) TEL 28-9137	生産緑地、農業振興地域内における農地転用、その他の農地転用等	○	○	○	○	○	○	○	○
給排水設備課(本庁舎：10 階) TEL 28-8660	上水道給水及び検針方式、下水道排水及び整備計画等本管への接続、上下水道の供用開始予定等 ・給水装置・排水設備事前協議書 （別紙２）	○	○	○	○	○	○	○	
博物館(大和町)　TEL 46-3215	埋蔵文化財	○	○	○	○	○	○	○	○
消防本部予防課 TEL 72-1281	消防設備等、消防用進入路、消防活動用空地、消防水利（防火水槽、消火栓）： ・「消防用設備等技術基準」	○	○	○	○	○	○	○	
一宮警察署生活安全課 TEL 24-0110	風俗営業許可の見込み(施設からの距離規制等)、駐車場の確保等				○				
保健予防課（古金町：保健所） TEL 52-3855	公衆浴場法の確認等					○			
総務省東海総合通信局 TEL 052-971-9621	伝搬障害防止区域内の地表 31ｍを超える高さの建築物の建築等	○		○	○	○	○	○	○
一宮警察署交通課規制係 TEL 24-0110	道路計画（拡幅、新設)、出入口、交通安全施設等	○	○	○	○	○	○	○	○
県一宮建設事務所 TEL 72-1411	県道の承認工事、２級河川における河川法許可等	○	○	○	○	○	○	○	○
町会長等	町会長 地元説明、町内会加入、ごみ集積場所	○	○	○	○	○	○	○	○
農事組合長等	排水承諾の見込み ※道水路管理課にて排水先を確認、該当する場合に必要	○	○	○	○	○	○	○	
景観団体	まちづくり協定 ※公園緑地課にて団体を確認、該当する場合に必要	○	○	○	○	○	○		○
その他									

備 考　風俗営業施設以外については、調整する関係各課等について、建築指導課と事前に協議のこと。